

第1期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当社の新株予約権等に関する事項	1
-----------------------	---

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書	12
連結注記表	13

(計算書類)

株主資本等変動計算書	33
個別注記表	34

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

上記の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	<p>(1) 発行決議の日 平成21年1月27日臨時株主総会 平成21年2月25日取締役会</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 : 平成21年3月2日</p> <p>(3) 新株予約権の数 : 200個</p> <p>(4) 目的となる株式の種類 : 普通株式</p> <p>(5) 目的となる株式の数 : 20,000株</p> <p>(6) 権利行使時の払込金額 : 1株あたり550円</p> <p>(7) 権利行使期間 : 平成23年3月1日から 平成30年12月31日まで</p> <p>(8) 権利行使の条件 新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後6か月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後1年間に限り権利を行使できる。</p>	3名
	<p>(1) 発行決議の日 平成21年1月27日臨時株主総会 平成21年11月13日取締役会 平成21年12月25日取締役会</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 : 平成22年1月4日</p> <p>(3) 新株予約権の数 : 200個</p> <p>(4) 目的となる株式の種類 : 普通株式</p> <p>(5) 目的となる株式の数 : 20,000株</p> <p>(6) 権利行使時の払込金額 : 1株あたり550円</p> <p>(7) 権利行使期間 : 平成24年1月1日から 平成30年12月31日まで</p> <p>(8) 権利行使の条件 新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後6か月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後1年間に限り権利を行使できる。</p>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,733株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成51年8月24日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第2回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 9,453株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成52年7月21日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第3回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 14,040株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成53年7月20日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第5回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,586株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成54年7月19日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第7回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,802株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成55年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	3名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,107株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成55年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第9回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,408株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成56年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	3名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,208株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成56年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 12,797株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成57年7月17日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,854株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成57年7月17日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第13回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,880株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年12月7日から平成58年12月6日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社、株式会社常陽銀行又は株式会社足利銀行の取締役のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができるものとする。</p>	7名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第14回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,080株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年12月7日から平成58年12月6日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員）	<p>(1) 発行決議の日 平成21年1月27日臨時株主総会 平成21年2月25日取締役会</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 : 平成21年3月2日</p> <p>(3) 新株予約権の数 : 40個</p> <p>(4) 目的となる株式の種類 : 普通株式</p> <p>(5) 目的となる株式の数 : 4,000株</p> <p>(6) 権利行使時の払込金額 : 1株あたり550円</p> <p>(7) 権利行使期間 : 平成23年3月1日から 平成30年12月31日まで</p> <p>(8) 権利行使の条件 新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後6ヵ月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後1年間に限り権利を行使できる。</p>	1名
	<p>(1) 発行決議の日 平成21年1月27日臨時株主総会 平成21年11月13日取締役会 平成21年12月25日取締役会</p> <p>(2) 新株予約権の割当日 : 平成22年1月4日</p> <p>(3) 新株予約権の数 : 40個</p> <p>(4) 目的となる株式の種類 : 普通株式</p> <p>(5) 目的となる株式の数 : 4,000株</p> <p>(6) 権利行使時の払込金額 : 1株あたり550円</p> <p>(7) 権利行使期間 : 平成24年1月1日から 平成30年12月31日まで</p> <p>(8) 権利行使の条件 新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後6ヵ月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後1年間に限り権利を行使できる。</p>	1名
社外取締役	—	—

(注) 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回～第12回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）は、当社と株式会社常陽銀行との間の平成28年4月25日付株式交換契約にもとづき、平成28年10月1日を効力発生日として、株式会社常陽銀行が発行していた新株予約権（以下、「旧新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、旧新株予約権に代えて、それぞれ交付したものであり、このうち、当社役員が有している新株予約権を記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人	—	—
子会社の会社役員及び使用人	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 10,100株 (3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成51年8月24日まで (4) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。	1名
	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第2回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 14,181株 (3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成52年7月21日まで (4) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。	1名
	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第3回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 29,390株 (3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成53年7月20日まで (4) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
子会社の会社役員及び使用人	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第5回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,438株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成54年7月19日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	3名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,089株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成54年7月19日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	1名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第7回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,439株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成55年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失し日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
子会社の会社役員及び使用人	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 9,321株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成55年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	3名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第9回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,248株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成56年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	4名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 12,832株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成56年7月18日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
子会社の会社役員及び使用人	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,244株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成57年7月17日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	7名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 19,976株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年10月1日から平成57年7月17日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p>	8名
	<p>(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第13回新株予約権</p> <p>(2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 95,296株</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間 平成28年12月7日から平成58年12月6日まで</p> <p>(4) 権利行使価額（1株当たり） 1円</p> <p>(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行又は、株式会社足利銀行の取締役のいずれかの地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができるものとする。</p>	16名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
子会社の会社役員及び使用人	(1) 名称 株式会社めぶきフィナンシャルグループ第14回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 60,830株 (3) 新株予約権の行使期間 平成28年12月7日から平成58年12月6日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。	15名

(注) 本新株予約権は、当社と株式会社常陽銀行との間の平成28年4月25日付株式交換契約にもとづき、平成28年10月1日を効力発生日として、旧新株予約権の新株予約権者に対し、旧新株予約権に代えて、それぞれ交付したものであり、このうち、当社役員を兼務する子会社の会社役員及び使用人を除く子会社の会社役員及び使用人に交付した新株予約権を記載しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成28年10月1日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

新株予約権の数	3,000個
1株当たりの転換価額	5.11米ドル
行使期間	平成28年10月1日から平成31年4月10日
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル

(注) 上記新株予約権は、当社と株式会社常陽銀行との間の平成28年4月25日付株式交換契約にもとづき、平成28年10月1日を効力発生日として、株式会社常陽銀行が発行していた「株式会社常陽銀行2019年満期ユーロ円米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年4月24日発行）」に付された新株予約権の新株予約権者に対し、同新株予約権に代えて交付したものであります。

連結株主資本等変動計算書

第1期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	85,113	58,574	333,964	△21,569	456,082	135,031	△3,073	13,002	△10,667	134,293
当期変動額										
株式交換による増加	32,382	90,616			122,998					
剰余金の配当		△1,832	△9,397		△11,230					
親会社株主に帰属する当期純利益			158,455		158,455					
自己株式の取得				△11	△11					
自己株式の処分		1	△0	25	25					
自己株式の消却			△21,548	21,548	—					
連結子会社株式の取得による持分の増減		1,131			1,131					
土地再評価差額金の取崩			158		158					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△6,485	2,399	△158	5,233	988
当期変動額合計	32,382	89,916	127,666	21,562	271,528	△6,485	2,399	△158	5,233	988
当期末残高	117,495	148,490	461,631	△6	727,610	128,545	△674	12,844	△5,433	135,282

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	132	1,562	592,070
当期変動額			
株式交換による増加			122,998
剰余金の配当			△11,230
親会社株主に帰属する当期純利益			158,455
自己株式の取得			△11
自己株式の処分			25
自己株式の消却			
連結子会社株式の取得による持分の増減			1,131
土地再評価差額金の取崩			158
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	61	△1,562	△512
当期変動額合計	61	△1,562	271,016
当期末残高	193	—	863,086

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

当社は、平成28年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、株式会社常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。本株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、株式会社常陽銀行が取得企業となるため、当社の株式交換直前の連結上の資産・負債を時価評価した上で、株式会社常陽銀行の連結貸借対照表に引き継いでおります。このため、当社の前連結会計年度の連結計算書類と当連結会計年度の連結計算書類との間には連続性がなくなっております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 14社

会社名

株式会社常陽銀行
常陽コンピューターサービス株式会社
株式会社常陽リース
常陽信用保証株式会社
株式会社常陽クレジット
常陽ビジネスサービス株式会社
株式会社常陽産業研究所
常陽施設管理株式会社
常陽キャッシュサービス株式会社
常陽証券株式会社
株式会社足利銀行
足利信用保証株式会社
株式会社あしぎん総合研究所
株式会社あしぎんカード

(連結の範囲の変更)

当社と株式会社常陽銀行との株式交換により、株式会社常陽銀行及びその連結子会社9社を、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。この結果、変更後の子会社数は14社となりました。

なお、当社の連結計算書類は、株式会社常陽銀行を企業結合会計上の取得企業として作成しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

めぶき地域創生投資事業有限責任組合
あしかが企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

(2) 持分法適用の関連法人等 0社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

めぶき地域創生投資事業有限責任組合
あしかが企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 6社

会社名

- いばらき絆投資事業有限責任組合
- いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合
- いばらき創生ファンド投資事業有限責任組合
- いばらき商店街活性化投資事業有限責任組合
- 株式会社とちぎネットワークパートナーズ
- とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは、20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として国内株式及び国内投資信託については連結決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建 物 3年～50年
- その他 3年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,642百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

銀行業を営む一部の連結子会社の投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等の役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払いに備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

一部の連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

一部の連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

12. 偶発損失引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

13. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金 2百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

14. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
15. 繰延資産の処理方法
当社の株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
16. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。当社及びその他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
17. リース取引の処理方法
貸主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成23年3月25日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末において有形固定資産及び無形固定資産に含めていた適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。
18. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
貸主側において、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
19. 重要なヘッジ会計の方法
(1) 金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (3) 株価変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む一部の連結子会社のその他有価証券のうち、政策投資目的で保有する株式の相場変動リスクをヘッジするため、株式先渡取引をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等との相関関係を検証する方法により行っております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
なお、銀行業を営む連結子会社の一部の資産・負債については、個別ヘッジとして繰延ヘッジあるいは、金利スワップの特例処理を行っております。また、その他の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。
20. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

21. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,757百万円、延滞債権額は151,089百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は805百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,280百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は190,932百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は44,662百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,081,752百万円
担保資産に対応する債務
預金 149,269百万円
コールマネー及び売渡手形 5,609百万円
債券貸借取引受入担保金 167,640百万円
借入金 646,948百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 103,860 百万円を差し入れております。
また、連結される子会社及び子法人等のうち1社は、借入金 30 百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権 117 百万円を差し入れております。
なお、その他資産には、中央清算機関差入証拠金26,371百万円、金融商品等差入担保金3,327百万円、保証金・敷金2,062百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,938,456百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,064,015百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行業を営む連結子会社並びに銀行業を営む連結子会社以外の子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられておりま

す。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む一部の連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,106百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 126,558百万円
 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,864百万円
 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付き借入金 70,000百万円が含まれております。
 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は115,880百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 3,940百万円、株式等売却損 2,211百万円を含んでおります。
 2. 「減損損失」は、店舗統廃合等を決定し投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に栃木・茨城両県内にある遊休資産等について計上しております。

上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地 470百万円、ソフトウェア 324百万円、動産 266百万円、借地権 202百万円、建物 198百万円であります。

当社及び銀行業を営む連結子会社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の稼働資産については、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定は、主として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	333,250	845,805	—	1,179,055	(注1)
合計	333,250	845,805	—	1,179,055	
自己株式					
普通株式	—	1,306	3	1,303	(注2)
合計	—	1,306	3	1,303	

(注1) 発行済株式数の増加 845,805千株は、平成28年10月1日に行われた株式会社常陽銀行普通株式との株式交換に伴う新規発行による増加であります。

(注2) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

子会社からの現物配当 1,290千株及び単元未満株の買取請求による増加 16千株。

単元未満株の買増請求による減少 3千株。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権		—			193		
合計			—			193		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

以下の配当金の金額は、旧株式会社足利ホールディングスの平成28年3月31日又は平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われております。なお、配当の原資は、旧株式会社足利ホールディングスにおける株式交換前の勘定科目に基づき記載しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	注 1,499百万円	4.5円	平成28年3月31日	平成28年6月8日
平成28年11月14日取締役会	普通株式	1,832百万円	5.5円	平成28年9月30日	平成28年12月2日
合計		3,332百万円			

(注) 基準日が平成28年3月31日の株式交換前に属する配当は、経営統合前の当社の配当支払額であるため、株主資本の変動には含まれておりません。

当社は、平成28年10月1日付で当社を株式交換完全親会社、株式会社常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。以下の配当金の金額は、株式会社常陽銀行の定時株主総会において決議された金額につきましては、株式会社常陽銀行より同社の平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主に対して、また、株式会社常陽銀行の取締役会において決議された金額につきましては、株式会社常陽銀行より同社の平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日定時株主総会	普通株式	5,060百万円	7.0円	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月7日取締役会	普通株式	4,337百万円	6.0円	平成28年9月30日	平成28年12月2日
合計		9,397百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月12日取締役会	普通株式	7,655百万円	利益剰余金	6.5円	平成29年3月31日	平成29年6月5日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業を中心とする金融サービスを提供しております。

当社グループの中核業務である銀行業を営む連結子会社は、銀行業の基本である預金による調達に加え、流動性確保の観点から短期金融市場よりコールマネー等による資金調達を行い、事業性融資及び住宅ローンを中心とした貸出金による運用、債券を中心とした有価証券運用及び短期金融市場での資金運用を行っ

ております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として銀行業を営む連結子会社の国内の法人及び個人に対する貸出金であり、貸出金は、金利の変動リスクのほか、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを有しております。

当社グループの主な金融負債は、銀行業を営む連結子会社が調達した預金であり、主に金利の変動リスク、流動性リスクを有しております。借入金及び社債は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクを有しております。

デリバティブ取引は、銀行業を営む連結子会社において、お客さまの金利や為替のリスク・ヘッジのニーズに対応するため、また、ALM上の金利の変動リスクのコントロール手段として取り組んでおります。資産・負債の金利変動リスクや為替変動リスク、価格変動リスクをヘッジする手段として、デリバティブ取引を利用することとしております。デリバティブ取引の主な種類として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、これらは金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスクを有しております。

デリバティブの一部取引について、ヘッジ会計を適用しております。

為替変動リスクに対するヘッジについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。「金利スワップの特例処理」につきましては、「事後テスト」において引き続き特例の要件を満たしていることを確認しております。

ヘッジ会計の要件を満たしていないデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスクを有しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①統合的リスク管理

当社グループは、保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクや銀行業務に伴うリスクを総体的に管理するため、「統合的リスク管理」を行っております。具体的には、普通株式等 Tier I を原資にリスクの種類別に資本を配賦した上で、当社グループが保有するリスクを定期的に定量化し、配賦資本を超えないようにコントロールしています。また、定量的に捉えきれないリスクについては、ストレステスト等を実施して、リスクの把握に努めております。

②信用リスクの管理

当社グループは、「グループ信用リスク管理指針」を制定し、適切な個別与信管理と、リスク分散を柱とする与信ポートフォリオ管理を基本方針としております。

審査部門については、営業推進部署から分離し、審査の厳格化を図るとともに、与信先の間接管理の徹底により債権の劣化防止に努めております。

資産の健全性を評価する自己査定では、営業店が格付区分に基づき債務者区分を判定し、本部審査部門（審査所管部）がこれを検証しております。さらに監査部が自己査定結果やプロセスの正確性について監査を実施する体制を敷いております。

有価証券及びデリバティブ取引にかかる信用リスクに関しては、市場部門において、信用情報や時価の把握を常時行くとともに、一般の融資先と同様に、格付を付与し、自己査定を実施しております。

③市場リスクの管理

（i）市場リスクの管理の体制

当社グループは、ALMによって市場リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

市場リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM・リスク管理委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) バンキング勘定の金融商品

(A) 金利変動リスク

当社グループは、貸出金、国内債券、預金、借入金、社債、デリバティブ取引のうちの金利スワップ取引等の金利変動リスクに関する VaR 計測にあたっては、分散共分散法（保有期間 6 ヶ月、信頼区間 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

また、外国債券や信託受益権、市場性資金取引、デリバティブ取引のうちの金利スワップ取引や通貨スワップ取引等の金利変動リスクに関する VaR 計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 6 ヶ月、信頼区間 99%、観測期間 5 年）を採用しております。

平成 29 年 3 月 31 日現在で、銀行業を営む連結子会社の金利変動リスクに関する VaR を単純に合算して算出した当社グループの VaR は 69,256 百万円です。

(B) 価格変動リスク

当社グループは、上場株式や投資信託等の価格変動リスクに関する VaR 計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 6 ヶ月、信頼区間 99%、観測期間 5 年）を採用しております。

平成 29 年 3 月 31 日現在で、銀行業を営む連結子会社の価格変動リスクに関する VaR を単純に合算して算出した当社グループの VaR は 130,317 百万円です。なお、金利変動リスクと価格変動リスクの相関は考慮しておりません。

(イ) トレーディング勘定の金融商品

売買目的有価証券、トレーディング目的の外国為替取引やデリバティブ取引（先物取引やオプション取引など）に関する VaR 計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 10 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）を採用しております。

平成 29 年 3 月 31 日現在で、銀行業を営む連結子会社のトレーディング勘定の VaR を単純に合算して算出した当社グループの VaR は 11 百万円となっております。

(ウ) VaR の妥当性について

当社グループでは、モデルが算出する VaR と損益を比較するバックテストの実施により、使用する計測モデルが十分な精度で市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaR は過去の相場変動に基づき統計的に算出したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する場合のリスクの大きさは捕捉できない場合があります。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、「グループ流動性リスク管理規程」に基づき、キャッシュ・フローを十分に分析した上で資金繰りを実施するとともに、バランスシート構造、受信状況、担保繰り、流動性維持のためのコスト等に常に注意を払い、資金調達先の多様性及び安定性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,393,762	1,393,762	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	139,385	138,705	△680
その他有価証券	4,036,244	4,036,244	—
(3) 貸出金	10,244,730		
貸倒引当金（* 1）	△72,767		
	10,171,962	10,283,426	111,464
資産計	15,741,355	15,852,138	110,783
(1) 預金	13,507,047	13,508,898	△1,850
(2) 譲渡性預金	284,705	284,757	△52
(3) コールマネー及び売渡手形	303,312	303,312	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	167,640	167,640	—
(5) 借入金	735,593	736,548	△955
負債計	14,998,299	15,001,158	△2,858
デリバティブ取引（* 2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,754	1,754	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△475	△475	—
デリバティブ取引計	1,279	1,279	—

（* 1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（* 2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出された現在価値を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

保有する全ての変動利付国債及び証券化商品は、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって時価としております。

（3）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、又は格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率及び回収率に基づいて算出した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、

帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、株式関連取引（株式先渡取引等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	4,323
② 投資事業組合出資金(*3)	10,727
合 計	15,051

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について46百万円減損処理を行っております。

(*3) 投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,268,298	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	14,407	27,093	32,771	1,085	1,022	50,000
うち国債	—	7,000	18,000	—	—	50,000
地方債	—	200	50	—	—	—
社債	14,407	19,893	14,721	1,085	1,022	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	347,028	806,788	610,290	366,639	605,256	297,896
うち国債	205,000	395,300	214,500	25,000	108,600	60,000
地方債	49,497	104,546	121,618	139,543	193,048	8,655
社債	43,749	123,563	133,213	84,183	69,635	149,368
外国債券	44,886	146,694	112,716	98,020	207,062	71,982
その他	3,894	36,683	28,241	19,891	26,909	7,880
貸出金(*)	2,235,506	1,788,224	1,390,264	872,298	980,891	2,622,773
合計	3,865,240	2,622,106	2,033,326	1,240,023	1,587,169	2,970,659

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない153,847百万円、期間の定めのないもの200,924百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	12,402,723	964,401	126,609	9,161	4,152	—
譲渡性預金	284,605	100	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	303,312	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	167,640	—	—	—	—	—
借入金	502,373	156,360	76,833	12	12	—
合計	13,660,655	1,120,862	203,443	9,173	4,164	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(1) 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	732円66銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	156円78銭

(企業結合等関係)

当社と株式会社常陽銀行との経営統合について

当社は、株式会社常陽銀行（頭取 寺門一義、以下、「常陽銀行」といい、当社と常陽銀行を併せ、以下、「両社」という。）との間で株式交換契約書を締結し、同時に当社、常陽銀行及び株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」という。）の間で経営統合契約書を締結いたしました。株式交換契約は、平成28年6月28日開催の定時株主総会による承認を経て、平成28年9月29日に金融庁より経営統合に係る認可を取得し、平成28年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、商号を株式会社めぶきフィナンシャルグループに変更いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	当社
事業の内容	銀行持株会社

(2) 企業結合を行った目的

両社の統合によって新たに誕生する新金融グループは、常陽銀行と足利銀行が長年にわたり築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を活かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。

これにより、地域のリーディングバンク同士の融合でしかなしえない、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスを提供いたします。また、地域振興・創生のけん引役としての持続的成長と株主・市場の期待に応える企業価値の向上を図るとともに、役職員の活躍機会の拡大と職務への誇り・喜びを高めるなど、各ステークホルダーから高い評価が得られるグループを目指してまいります。さらに、こうした目指す姿を共有できる他の地域金融機関にも開かれた金融グループとしてまいります。

(3) 企業結合日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

(6) 取得した議決権比率

株式交換直前に所有していた議決権比率	0.39%
企業結合日に追加取得した議決権比率	99.61%
取得後の議決権比率	100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号）並びに企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号）の取得企業の決定方法の考え方にに基づき、株式交換完全子会社である常陽銀行の株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めること等から、常陽銀行を取得企業、当社を被取得企業と決定しております。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式交換直前に常陽銀行が保有していた当社の企業結合日における普通株式の時価	464 百万円
企業結合日に常陽銀行が交付したとみなした常陽銀行の普通株式の時価	122,998 百万円
取得原価	123,463 百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

常陽銀行の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1.17 株を割当て交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

両社は、株式交換比率の算定にあたって公正性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の分析を依頼し、常陽銀行は第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、当社は、第三者算定機関としてプライスウォーターハウスクーパース株式会社を選定いたしました。両社は、その分析結果を踏まえ、それぞれ慎重に協議・検討を重ねた結果、上記の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であるとの判断に至り合意・決定いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式 845,805,218 株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 649 百万円

6. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 184 百万円

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	6,207,461 百万円
うち貸出金	4,221,375 百万円
うち有価証券	1,314,586 百万円
うち貸倒引当金	△38,581 百万円

(2) 負債の額

負債合計	5,964,697 百万円
うち預金	5,148,407 百万円

8. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

119,219百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

9. 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益	52,972 百万円
経常利益	18,690 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	12,027 百万円

上記概算額につきましては、本経営統合が企業結合に関する会計基準における逆取得に該当するため、当社の当連結会計年度開始の日から企業結合日までの期間の連結損益を記載しており、負ののれんについては、再計算を実施せずに、影響の概算額には含めておりません。よって、実際に企業結合が、当連結会計年度期首時点に行われた場合の損益を示すものではありません。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成 29 年 3 月 21 日付の取締役会決議において、当社の完全子会社である株式会社常陽銀行が保有する株式会社常陽リース（以下、「常陽リース」）の全株式を現物配当により取得することを決定し、平成 29 年 4 月 3 日に実施いたしました。これにより、常陽リースは当社が直接保有する完全子会社となりました。

なお、常陽リースは平成 29 年 4 月 3 日付で「株式会社めぶきリース」へ商号を変更しております。

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 83 百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第1回新株予約権(注1)	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第2回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数(注2)	株式会社常陽銀行の取締役 10 名	株式会社常陽銀行の取締役 10 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注3)	普通株式 16,833 株	普通株式 23,634 株
付与日(注4)	平成 21 年 8 月 24 日	平成 22 年 7 月 21 日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成 28 年 10 月 1 日から平成 51 年 8 月 24 日	平成 28 年 10 月 1 日から平成 52 年 7 月 21 日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第3回新株予約権(注1)	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第5回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数(注2)	株式会社常陽銀行の取締役 10 名	株式会社常陽銀行の取締役 10 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注3)	普通株式 43,430 株	普通株式 42,024 株
付与日(注4)	平成 23 年 7 月 20 日	平成 24 年 7 月 19 日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成 28 年 10 月 1 日から平成 53 年 7 月 20 日	平成 28 年 10 月 1 日から平成 54 年 7 月 19 日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第6回新株予約権(注1)	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第7回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数(注2)	株式会社常陽銀行の執行役員 16 名	株式会社常陽銀行の取締役 10 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注3)	普通株式 5,089 株	普通株式 39,241 株
付与日(注4)	平成 24 年 7 月 19 日	平成 25 年 7 月 18 日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成 28 年 10 月 1 日から平成 54 年 7 月 19 日	平成 28 年 10 月 1 日から平成 55 年 7 月 18 日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第8回新株予約権(注1)	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第9回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数(注2)	株式会社常陽銀行の執行役員 15 名	株式会社常陽銀行の取締役 10 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注3)	普通株式 12,428 株	普通株式 40,656 株
付与日(注4)	平成 25 年 7 月 18 日	平成 26 年 7 月 18 日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成 28 年 10 月 1 日から平成 55 年 7 月 18 日	平成 28 年 10 月 1 日から平成 56 年 7 月 18 日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第10回新株予約権(注1)	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第11回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数(注2)	株式会社常陽銀行の執行役員 14 名	株式会社常陽銀行の取締役 10 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注3)	普通株式 16,040 株	普通株式 40,041 株
付与日(注4)	平成 26 年 7 月 18 日	平成 27 年 7 月 17 日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成 28 年 10 月 1 日から平成 56 年 7 月 18 日	平成 28 年 10 月 1 日から平成 57 年 7 月 17 日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第12回新株予約権(注1)
付与対象者の区分及び人数(注2)	株式会社常陽銀行の執行役員13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注3)	普通株式 22,830株
付与日(注4)	平成27年7月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成28年10月1日から平成57年7月17日

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第13回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の取締役29名	株式会社常陽銀行の執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注3)	普通株式 142,176株	普通株式 63,910株
付与日	平成28年12月6日	平成28年12月6日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成28年12月7日から平成58年12月6日	平成28年12月7日から平成58年12月6日

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員 6名 株式会社足利銀行の取締役及び執行役員 10名 株式会社足利銀行の使用人 1,848名	当社の取締役及び執行役員 6名 株式会社足利銀行の取締役及び執行役員 10名 株式会社足利銀行の使用人 1,878名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注5)	普通株式 2,684,900株	普通株式 2,698,700株
付与日	平成21年3月2日	平成22年1月4日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	平成21年3月2日から平成23年2月28日	平成22年1月4日から平成23年12月31日
権利行使期間	平成23年3月2日から平成30年12月31日	平成24年1月1日から平成30年12月31日

- (注1) 平成28年10月1日付の当社と株式会社常陽銀行との株式交換により、同社の新株予約権者に対し、株式交換比率を踏まえ当社の新株予約権を割当て交付したものであります。
- (注2) 付与対象者の区分及び人数は、株式会社常陽銀行における付与日時点のものであります。
- (注3) 株式数に換算して記載しております。
- (注4) 付与日は、株式会社常陽銀行における当初の付与日であります。
- (注5) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、株式数は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	16,833	23,634	43,430	42,024
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	16,833	23,634	43,430	42,024
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 6 回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 7 回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 8 回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 9 回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	5,089	39,241	12,428	40,656
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	5,089	39,241	12,428	40,656
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 10 回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 11 回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 12 回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 13 回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	16,040	40,041	22,830	142,176
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	16,040	40,041	22,830	142,176
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第 14 回新株予約権	平成 21 年 ストックオプション	平成 22 年 ストックオプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	63,910	1,943,200	2,017,200
失効	—	86,600	87,500
権利確定	—	—	—
未確定残	63,910	1,856,600	1,929,700
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

②単価情報

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第5回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	417	297	300	310

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第9回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	331	518	542	500

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第13回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	525	680	708	345

	株式会社めぶき フィナンシャルグループ 第14回新株予約権	平成21年 ストックオプション	平成22年 ストックオプション
権利行使価格(円)	1	注1 550	注1 550
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	374	—	—

(注1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。なお、当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当社が株式会社常陽銀行より承継したストック・オプション及び当連結会計年度に交付したストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法

- ① 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及びその見積方法

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第2回新株予約権
価格変動性(注1)	33.93%	33.00%
予想残存期間(注2)	6年	6年
予想配当(注3)	8円/株	8円/株
無リスク利率(注4)	0.76%	0.45%

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第3回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第5回新株予約権
価格変動性(注1)	34.16%	32.54%
予想残存期間(注2)	6年	6年
予想配当(注3)	8円/株	8円/株
無リスク利率(注4)	0.48%	0.26%

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第6回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第7回新株予約権
価格変動性(注1)	24.41%	33.56%
予想残存期間(注2)	3年	6年
予想配当(注3)	8円/株	8.5円/株
無リスク利率(注4)	0.10%	0.38%

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第8回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第9回新株予約権
価格変動性(注1)	27.19%	30.90%
予想残存期間(注2)	3年	6年
予想配当(注3)	8.5円/株	9円/株
無リスク利率(注4)	0.14%	0.19%

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第10回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第11回新株予約権
価格変動性(注1)	25.77%	25.64%
予想残存期間(注2)	3年	6年
予想配当(注3)	9円/株	10円/株
無リスク利率(注4)	0.08%	0.14%

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第12回新株予約権
価格変動性(注1)	26.72%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	10円/株
無リスク利率(注4)	0.03%

	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第13回新株予約権	株式会社めぶきフィナンシャルグループ 第14回新株予約権
価格変動性(注5)	29.13%	30.89%
予想残存期間(注6)	6年	3年
予想配当(注7)	11円/株	11円/株
無リスク利率(注8)	△0.08%	△0.15%

(注1) 予想残存期間に対応する以下の期間の株式会社常陽銀行の株価実績に基づき算定しております。

第1回新株予約権	平成15年8月22日～平成21年8月21日
第2回新株予約権	平成16年7月21日～平成22年7月20日
第3回新株予約権	平成17年7月20日～平成23年7月19日
第5回新株予約権	平成18年7月19日～平成24年7月18日
第6回新株予約権	平成21年7月21日～平成24年7月18日
第7回新株予約権	平成19年7月18日～平成25年7月17日
第8回新株予約権	平成22年7月20日～平成25年7月17日
第9回新株予約権	平成20年7月18日～平成26年7月17日
第10回新株予約権	平成23年7月19日～平成26年7月17日
第11回新株予約権	平成21年7月17日～平成27年7月16日
第12回新株予約権	平成24年7月17日～平成27年7月16日

(注2) 過去に退任した株式会社常陽銀行の取締役及び株式会社常陽銀行の執行役員の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積っております。

(注3) 株式会社常陽銀行における新株予約権付与時点の直近の配当実績によります。

(注4) 株式会社常陽銀行における新株予約権付与時点の予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

(注5) 予想残存期間に対応する以下の期間の当社株価実績に基づき算定しております。なお、株式会社常陽銀行との間で株式交換による経営統合を実施してからの期間が短いことなどから、経営統合以前の期間においては、当社と類似性の高い企業を選定のうえ、同社の株価実績に基づき算定しております。

第13回新株予約権	平成22年12月6日～平成28年12月5日
第14回新株予約権	平成25年12月6日～平成28年12月5日

(注6) 過去に退任した当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の取締役及び株式会社常陽銀行の執行役員の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。

(注7) 平成29年3月期の予想配当額（経営統合記念配当を除く）によります。

(注8) 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

(2) 平成21年ストック・オプション及び平成22年ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した算定技法 ストック・オプションの付与時において当社は未公開企業であったため、類似会社比準方式及びDCF方式により算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	一百万円
当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一百万円

株主資本等変動計算書

第1期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	117,495	25,276	3,749	29,025	2,884	41,651	44,536
当期変動額							
株式交換による増加			447,919	447,919			
剰余金の配当						△ 3,332	△ 3,332
利益準備金の積立					333	△ 333	—
当期純利益						10,134	10,134
自己株式の取得							
自己株式の処分			△ 0	△ 0			
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	447,918	447,918	333	6,468	6,801
当期末残高	117,495	25,276	451,668	476,944	3,217	48,119	51,337

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	—	191,056	—	191,056
当期変動額				
株式交換による増加		447,919		447,919
剰余金の配当		△ 3,332		△ 3,332
利益準備金の積立		—		—
当期純利益		10,134		10,134
自己株式の取得	△ 655	△ 655		△ 655
自己株式の処分	1	1		1
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）			193	193
当期変動額合計	△ 654	454,066	193	454,259
当期末残高	△ 654	645,123	193	645,316

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<追加情報>

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

役員退職慰労金制度の廃止

当社は、平成28年5月27日開催の報酬委員会において、平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止すること、及び、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。

同制度廃止に伴い「役員退職慰労引当金」を取り崩し、当事業年度末現在の未払額158百万円を固定負債の「その他」に含めて計上しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する金銭債権 46,451百万円

2. 関係会社に対する金銭債務 20,067百万円

3. 長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金70,000百万円が含まれております。

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	13,084 百万円
営業費用	878 百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	160 百万円
営業外費用	968 百万円

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動)

繰延税金資産	
未払賞与	33 百万円
その他	0 百万円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>34 百万円</u>
評価性引当額	△7 百万円
繰延税金資産合計	26 百万円
繰延税金負債	
未収還付事業税	4 百万円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>4 百万円</u>
繰延税金資産の純額	22 百万円

(固定)

繰延税金資産	
関係会社株式	47,462 百万円
税務上の繰越欠損金	1,542 百万円
その他	52 百万円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>49,057 百万円</u>
評価性引当額	△49,053 百万円
繰延税金資産合計	3 百万円
繰延税金負債	
関係会社株式	78 百万円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>78 百万円</u>
繰延税金負債の純額	75 百万円

< 関連当事者との取引に関する注記 >

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 常陽銀行	茨城県 水戸市	85,113	銀行業	所有 直接 100	経営管理	預金の預入(注2)	8,852	現金及び 預金	33,657
							預金利息の受取(注2)	17	—	—
							関係会社長期貸付金 (注2)	7,144	—	—
							貸付利息の受取(注2)	140	—	—
							当社新株予約権付社債に 対する債務被保証(注2)	33,657	—	—
							保証料の支払	168	前払費用 長期 前払費用	337 360
							経営管理手数料の受入	360	—	—
	出向者負担金の支払	315	—	—						
	株式会社 足利銀行	栃木県 宇都宮市	135,000	銀行業	所有 直接 100	経営管理	預金の預入	6,133	現金及び 預金	4,099
							預金利息の受取	0	—	—
							譲渡性預金の預入	17,506	—	—
							譲渡性預金利息の受取	1	—	—
							資金の借入	39,945	関係会社 長期借入金	20,000
							借入金利息の支払	799	—	—
配当金の受取							12,064	—	—	
経営管理手数料の受入	660	—	—							
出向者負担金の支払	483	—	—							

(注) 1. 預金の預入、譲渡性預金の預入、長期貸付金及び資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。

2. 外貨建取引については、取引金額は取引日の為替相場で円換算しており、期末残高は期末決算日の為替相場で円換算しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方法等
 - (1) 預金取引の金利条件については、預入時における店頭金利を適用しております。
 - (2) 譲渡性預金の利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 - (3) 貸付金の利率については、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 - (4) 債務被保証の保証料率については、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 - (5) 借入金については、返済条件は借入期間が5年で無担保・期日一括返済方式であり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
 - (6) 経営管理手数料の取引条件は、経営管理の負担度合を勘案して決定しております。
 - (7) 出向者負担金の支払は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。
4. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1. 1 株当たり純資産額	547 円 75 銭
2. 1 株当たり当期純利益金額	13 円 42 銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

当社は、平成 29 年 3 月 21 日付の取締役会決議において、当社の完全子会社である株式会社常陽銀行が保有する株式会社常陽リース（以下、「常陽リース」）の全株式を現物配当により取得することを決定し、平成 29 年 4 月 3 日に実施いたしました。これにより、常陽リースは当社が直接保有する完全子会社となりました。

なお、常陽リースは平成 29 年 4 月 3 日付で「株式会社めぶきリース」へ商号を変更しております。

< 企業結合等に関する注記 >

当社は、平成 28 年 10 月 1 日付で当社を株式交換完全親会社、常陽銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。本株式交換は、企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号）並びに企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき、常陽銀行を取得企業、当社を被取得企業とする逆取得に該当いたします。

なお、当該企業結合については、連結計算書類「企業結合等に関する注記」に記載のとおりであります。